

報道機関 各位

物品・業務委託等業者に対する指名停止措置について

このことについて、下記のとおり指名停止の措置を行いましたのでお知らせします。

記

1 指名停止業者

- (1) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
- (2) 損害保険ジャパン株式会社 東京都新宿区西新宿1-26-1
- (3) 東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町2-6-4
- (4) 三井住友海上火災保険株式会社 東京都千代田区神田駿河台3-9

2 指名停止の期間

令和6年11月22日から令和7年2月21日まで（3か月）

3 指名停止の理由

東京都等が発注する保険業務や民間事業者等を保険契約者とする保険業務の入札等において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日に公正取引委員会から排除措置命令等を受けたことが、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱別表指名停止基準第12号（独占禁止法違反行為）に該当するため。

<参考>

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱  
別表 指名停止基準第12号（独占禁止法違反行為）

指名停止事由
12 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。

問合せ先

会計局会計課 課長補佐 小林 恵美子

電話 023-630-2724

報道監 会計局会計課長 村上 裕樹